

公共工事の品質確保の促進に関する法律の一部を改正する法律

<背景>

- ダンピング受注、行き過ぎた価格競争 ○現場の担い手不足、若年入職者減少
 - 発注者のマンパワー不足 ○地域の維持管理体制への懸念 ○受発注者の負担増大
- <目的>インフラの品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保**

▶ H26.4.4
参議院本会議可決(全会一致)
▶ H26.5.29
衆議院本会議可決(全会一致)
▶ H26.6.4
公布・施行

☆ 改正のポイントⅠ：目的と基本理念の追加

- 目的に、以下を追加
 - ・ **現在及び将来の公共工事の品質確保** ・ 公共工事の品質確保の担い手の中長期的な育成・確保の促進
- 基本理念として、以下を追加
 - ・ 施工技術の維持向上とそれを有する者の**中長期的な育成・確保** ・ 適切な点検・診断・維持・修繕等の**維持管理の実施**
 - ・ 災害対応を含む**地域維持**の担い手確保へ配慮
 - ・ **ダンピング受注の防止**
 - ・ **下請契約を含む請負契約の適正化と公共工事に従事する者の賃金、安全衛生等の労働環境改善**
 - ・ 技術者能力の資格による評価等による**調査設計(点検・診断を含む)の品質確保** 等

☆ 改正のポイントⅡ：発注者責務の明確化

○担い手の中長期的な育成・確保のための**適正な利潤が確保**できるよう、

市場における**労務、資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映した**

予定価格の適正な設定

- **不調、不況**の場合等における**見積り徴収**
- **低入札価格調査基準**や**最低制限価格**の設定
- **計画的な発注、適切な工期設定、適切な設計変更** ○ **発注者間の連携の推進** 等

各発注者が基本理念にのっとり発注を実施

- ・ **最新単価や実態を反映した予定価格**
- ・ **歩切りの根絶**
- ・ **ダンピング受注の防止** 等

効果

☆ 改正のポイントⅢ：多様な入札契約制度の導入・活用

- **技術提案交渉方式** → 民間のノウハウを活用、実際に必要とされる価格での契約
- **段階的選抜方式** (新規参加が不当に阻害されないように配慮しつつ行う) → 受発注者の事務負担軽減
- **地域社会資本の維持管理に資する方式** (複数年契約、一括発注、共同受注) → 地元にいる中小業者等による安定受注
- **若手技術者・技能者の育成・確保**や**機械保有、災害時の体制等を審査・評価**

法改正の理念を現場で実現するために、

○国と地方公共団体が相互に**緊密な連携**を図りながら協力

○国が地方公共団体、事業者等の意見を聴いて発注者共通の**運用指針**を策定